

令和5年第3回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和5年8月

目 次

議案第 1 4 8 号	公の施設の指定管理者の指定について…………… 1 (教育委員会生涯学習部文化課)
議案第 1 4 9 号	公の施設の指定管理者の指定について…………… 3 (教育委員会生涯学習部文化課)
議案第 1 5 0 号	請負契約の締結について…………… 4 (都市部都市整備課)
議案第 1 5 1 号	請負契約の締結について…………… 6 (都市部区画整理課)
議案第 1 5 2 号	請負契約の締結について…………… 8 (教育委員会学校教育部教育総務課)
議案第 1 5 3 号	委託契約の締結について…………… 1 0 (建設部技術企画課)
議案第 1 5 4 号	事業契約の変更について…………… 1 1 (教育委員会学校教育部教育総務課)
議案第 1 5 5 号	東広島市手数料条例の一部改正について…………… 1 3 (財務部財政課)
議案第 1 5 6 号	東広島市火災予防条例の一部改正について…………… 1 5 (消防局予防課)

議案第 1 5 7 号	東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例及び 東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に 関する条例の廃止について……………	1 9
	(都市部開発指導課)	

議案第148号

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部文化課)

1 提案の理由

東広島芸術文化ホールの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島芸術文化ホール	JCD・NHKアート・日本管財共同企業体 代表者 株式会社JTBコミュニケーションデザイン 代表取締役 古野 浩樹 構成員 株式会社エヌ・エイチ・ケイ・アート 代表取締役 平田 恭佐 日本管財株式会社 代表取締役 福田 慎太郎	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目1番25号

(2) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第149号

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部文化課)

1 提案の理由

東広島市立美術館の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市立美術館	株式会社イズミテクノ 代表取締役 本田 雅彦	広島市西区商工センター 一二丁目3番1号

- (2) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第150号

請負契約の締結について

(都市部都市整備課)

1 提案の理由

令和5年度交通結節点改善事業西高屋駅南北線（自由通路）整備工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市高屋町中島

(2) 工事の内容

建築一式工事

ア 建築工事

鉄骨造

2階建て

延べ面積 351.49平方メートル

イ 電気設備工事

ウ 昇降機設備工事

(3) 契約金額

3億9,228万2,000円

(4) 契約の相手方

東広島市西条上市町5番26号

楠本建設株式会社

代表取締役 新 開 信 之

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和7年3月14日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

請負契約の締結について

(都市部区画整理課)

1 提案の理由

令和5年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事(5-2)の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市八本松町飯田及び原並びに八本松南二丁目

(2) 工事の内容

土木一式工事

ア 整地工

面積 2万1,000平方メートル

イ 管渠工

延長 190メートル

ウ 小口径管推進工

延長 39.2メートル

エ 舗装工

面積

車道 4,952平方メートル

歩道 939平方メートル

(3) 契約金額

4億700万円

(4) 契約の相手方

東広島市西条土与丸一丁目5番55号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正路隆弘

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和7年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第152号

請負契約の締結について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 提案の理由

令和5年度小学校施設整備事業西条小学校増築及び改修工事（建築）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市西条中央二丁目

(2) 工事の内容

建築一式工事

ア 増築工事

増築校舎棟

鉄筋コンクリート造

3階建て

延べ面積 1,549.37平方メートル

イ 改修工事

既存校舎棟

鉄筋コンクリート造

3階建て

延べ面積 6,585.71平方メートル

(3) 契約金額

6億9,176万8,000円

(4) 契約の相手方

神垣組・平原建設特定建設工事共同企業体

代表構成員 呉市広文化町1-32

株式会社神垣組

代表取締役 神 垣 良 子
構 成 員 東広島市西条土与丸四丁目2番48号
平原建設株式会社
代表取締役 大 武 麻吏那

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和7年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第153号

委託契約の締結について

(建設部技術企画課)

1 提案の理由

(仮称)八本松スマートインターチェンジ工事等委託に関する細目協定を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の内容

土工工事、舗装工事等

(2) 契約金額

2億4,545万3,910円

(3) 契約の相手方

広島市安佐南区緑井二丁目26番1号

西日本高速道路株式会社 中国支社

支社長 赤松邦康

(4) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和9年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第154号

事業契約の変更について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 変更の理由

令和元年11月15日議決第210号により議決を経た東広島市立小中学校空調設備整備事業の事業契約について、その事業契約の定めるところにより、維持管理の対価についての価格変動に係る指数が、当該事業契約に定める数以上であることに伴い、当該対価の額を改定する必要性が生じたため、事業契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
24億1,634万5,157円	24億1,772万9,630円	138万4,473円

3 変更後の事業契約の内容

(1) 事業の内容

小学校21校及び中学校8校の普通教室、特別教室等における空気調和設備の設計、施工、工事監理、維持管理等及びこれらに付随する業務

(2) 契約の相手方

東広島市西条中央三丁目6番12号

PFI学校空調東広島株式会社

代表取締役 高橋 達也

(3) 事業期間

令和元年11月16日から令和15年3月31日まで

(根拠法令)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（一略）の買入れ又は借入れ		千円
	都道府県	500,000
	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	市（指定都市を除く。）	150,000
	町村	50,000

議案第155号

東広島市手数料条例の一部改正について

(財務部財政課)

1 改正の理由

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の許可の申請に対する審査に係る手数料に関する区分を改めるとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づき広島県知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下「規制区域」という。）を指定することに伴い、規制区域における工事の許可等の申請に対する審査に係る手数料を定めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 営業者が旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継することとなったことにより、この場合における旅館業の許可の申請に対する審査に係る手数料に関する区分について、次のとおり改定する。（別表第3関係）

区 分	現 行	改 正
手数料を徴収する事務	旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査
手数料の額	22,000円	7,400円

- (2) 盛土規制法に基づく規制区域における宅地造成等に関する工事の許可等の申請に対する審査に係る手数料の額を次のとおり定める。（別表第3関係）

ア 工事の許可の申請に対する審査に係る手数料

名 称	単 位	切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積	手数料の額
宅地造成等工事許可申請手数料	申請1件につき	500㎡以内のもの	14,000円
		500㎡を超え1,000㎡以内のもの	26,000円
		1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	38,000円
		2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	58,000円

		もの	
		5,000㎡を超え10,000㎡未満のもの	82,000円

イ 工事の計画の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料

名 称	単 位	手数料の額
宅地造成等工事 変更許可申請手 数料	申請1件 につき	変更に係る部分の切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積について、アにおけるこれらの面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる手数料の額と同一の額

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 旅館業法に基づく事務に係る手数料に関する規定 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

イ 盛土規制法に基づく事務に係る手数料に関する規定 広島県知事による規制区域の指定の公示がされた日

(2) 経過措置

ア 旅館業の許可の申請に対する審査に係る手数料に関する経過措置
施行日以後にされる申請に係る手数料について適用する。

イ 盛土規制法に基づく規制区域における宅地造成等に関する工事の許可等の申請に対する審査に係る手数料に関する経過措置

施行日前に受けた改正前の宅地造成等規制法の規定に基づく許可に係る宅地造成に関する工事についての変更の許可の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第156号

東広島市火災予防条例の一部改正について

(消防局予防課)

1 改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、その使用に際し火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準等について必要な事項を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 急速充電設備

ア 高出力の急速充電設備の需要が増大していることを踏まえ、これまで200キロワットとしていた急速充電設備の全出力の上限を撤廃するとともに、急速充電設備を次のとおり定める。(第20条の2関係)

(ア) 急速充電設備は、電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機、その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)とする。

(イ) 分離型の急速充電設備にあつては、充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備であつて、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)を含むこととする。

イ 分離型の急速充電設備の充電ポストについては、次の事項を適用しないこととする。(第20条の2関係)

(ア) 屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。

(イ) 筐体^{きょうたい}は、不燃性の金属材料で造ること。

ウ 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電

設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けることとする。（第20条の2関係）

エ 急速充電設備に内蔵する蓄電池について、主として保安のために設ける場合においては、急速充電設備を自動的に停止させる等の措置を講じないこととする。（第20条の2関係）

オ 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこととする。（第20条の2関係）

(2) 蓄電池設備

ア 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（以下「基準」という。）に定めるものを除く。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならないこととし、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならないこととする。（第22条関係）

イ 屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、基準に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときを除き、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならないこととする。（第22条関係）

ウ 蓄電池設備のうち、蓄電池容量が20キロワット時以下のものについては、火を使用する設備の設置の届出等の対象から除くこととする。（第79条関係）

(3) 喫煙等

ア 喫煙所に健康増進法に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、「喫煙所」と表示した標識の設置の措置を講じなくてもよいこととする。（第35条関係）

イ 「禁煙」若しくは「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて図記号による標識を設けるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める

規格に適合するものとしなければならないこととする。（第35条関係）

(ア) 「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号 国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210

(イ) 「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号 国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210

(4) 火気設備等に係る離隔距離

^{ちゅう} 厨房設備のうち、木炭を燃料とする炭火焼き器について、離隔距離を次のとおり定める。（別表第1関係）

区 分		離隔距離 (cm)			
		上方	側方	前方	後方
炭火焼き器	不燃以外（離隔距離の対象が不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品である場合をいう。）	100	50	50	50
	不燃（離隔距離の対象が不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合をいう。）	80	30	—	30

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 急速充電設備に関する規定 令和5年10月1日

イ 蓄電池設備に関する規定及び火気設備等に係る離隔距離に関する規定 令和6年1月1日

ウ 喫煙等に関する規定 公布の日

(2) 経過措置

ア (1)アに掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備については、なお従前の例による。

イ (1)イに掲げる規定の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備等又は現に設置の工事がされている燃料電池発電設備等のうち、屋内に設ける変電設備の位置、構造及び管理に係る基準に適合しないものについては、なお従前の例による。

ウ (1)イに掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされてい

る蓄電池設備のうち、蓄電池設備の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。

エ (1)ウに掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている標識と併せて設ける図記号による標識のうち、図記号の規格に適合しないものについては、なお従前の例による。

(根拠法令)

消防法

第9条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

議案第157号

東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例及び東広島市土砂埋立行為 の適正な実施の確保に関する条例の廃止について

(都市部開発指導課)

1 提案の要旨

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例又は東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例による規制の対象であった土砂埋立行為について、新たに宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）等による規制の対象となることから、これらの条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日等

(1) 施行期日

広島県知事による宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定の公示がされた日

(2) 経過措置

ア 東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例の廃止に伴う経過措置

(ア) (イ)に定めるものを除き、廃止前の東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例（以下「旧小規模土砂条例」という。）の規定による許可を受けた土砂埋立行為であって、完了又は廃止がされていないものに係る規制については、なお従前の例による。

(イ) 旧小規模土砂条例の規定による許可を受けている者は、当該許可に係る土砂埋立行為について施行日以後に法の規定による許可等を新たに受けたときは、旧小規模土砂条例の規定の例により、旧小規模土砂条例の規定による許可に係る土砂埋立行為の完了又は廃止をしなければならない。

(ウ) この条例の施行前にした行為並びに土砂埋立行為に係る規制についてなお従前の例によることとされる場合及び土砂埋立行為の完了又は廃止について旧小規模土砂条例の規定の例による場合におけるこの条例の施行後に

した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

イ 東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例の廃止に伴う経過措置

(ア) (イ)に定めるものを除き、廃止前の東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例（以下「旧土砂適正実施条例」という。）の規定による許可を受けた土砂埋立行為であって、完了又は廃止がされていないものに係る規制については、なお従前の例による。

(イ) 旧土砂適正実施条例の規定による許可を受けている者は、当該許可に係る土砂埋立行為について施行日以後に法の規定による許可等を新たに受けたときは、旧土砂適正実施条例の規定の例により、旧土砂適正実施条例の規定による許可に係る土砂埋立行為の完了又は廃止をしなければならない。

(ウ) この条例の施行前にした行為並びに土砂埋立行為に係る規制についてなお従前の例によることとされる場合及び土砂埋立行為の完了又は廃止について旧土砂適正実施条例の規定の例による場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（根拠法令）

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。